

令和9年4月1日から 下水道使用料を改定します。



▲詳細

下水道事業は、皆さんからお支払いいただいている下水道使用料を財源として運営しています。町では、平成6年の供用開始以来、30年以上にわたり下水道使用料の改定を行わず据え置いてきました。しかし、社会情勢の変化などにより、下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

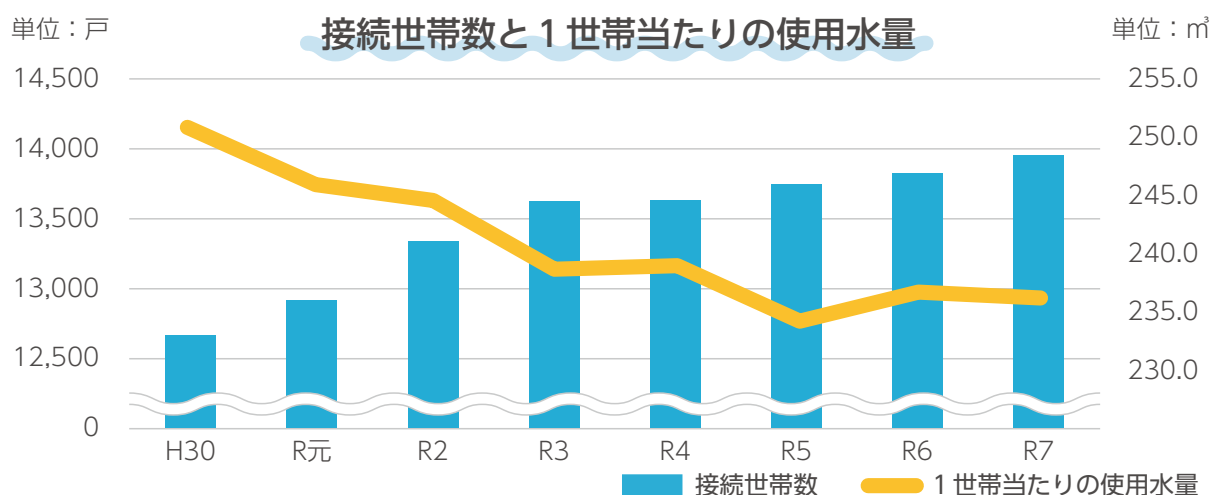
これからも健全な財政運営を維持し、将来にわたる持続可能な下水道サービスを提供するため、必要となる下水道使用料のご負担について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



なぜ今、下水道使用料の改定が必要なの？

◆使用水量の減少による収入の減少

下水道が使えるエリアが広がり、接続している世帯数は増え、皆さんの家庭での節水意識の高まりや、お風呂・洗濯機・トイレなどの「節水機器」の普及により、1世帯あたりが使う水の量は年々減っています。一方で、下水道を維持するための基本コストは変わらないため、使う水が減るほど、事業の運営を支える「使用料の収入」が減り続けるという課題を抱えています。



◆下水道使用料で補填^{ほてん}しきれない経営状況

令和6年度の経費回収率^{*}は58.8%で、汚水処理費用の約40%を税金などの使用料以外の財源で補填している状況であり、将来にわたり下水道事業を維持していくためには経営改善が必要となっています。

※下水道使用料で汚水処理に必要な経費をどの程度賄えているかを示す指標。

汚水処理に必要な費用 **4億333万円**

(令和6年度決算額)

収入	下水道使用料	その他	一般会計繰入金
	2億8,845万円	155万円	1億1,333万円
支出	処理費用(負担金)	維持管理費	その他管理費
	2億8,258万円	3,985万円	8,090万円

町の下水道の汚水は、狩野川西部浄化センターで処理をしているため、処理費用として静岡県に負担金を支払っています。この費用が支出の約70%を占めています。町では、維持管理費の削減を徹底してきましたが、物価高騰の影響もあり経営努力で補うことが難しくなっています。毎年、1億円程度の不足が発生し、全額を町の税金で補填している状態です。

この状況から脱却し、下水道を自立させるために、今回のご負担をお願いせざるを得ない状況にあります。

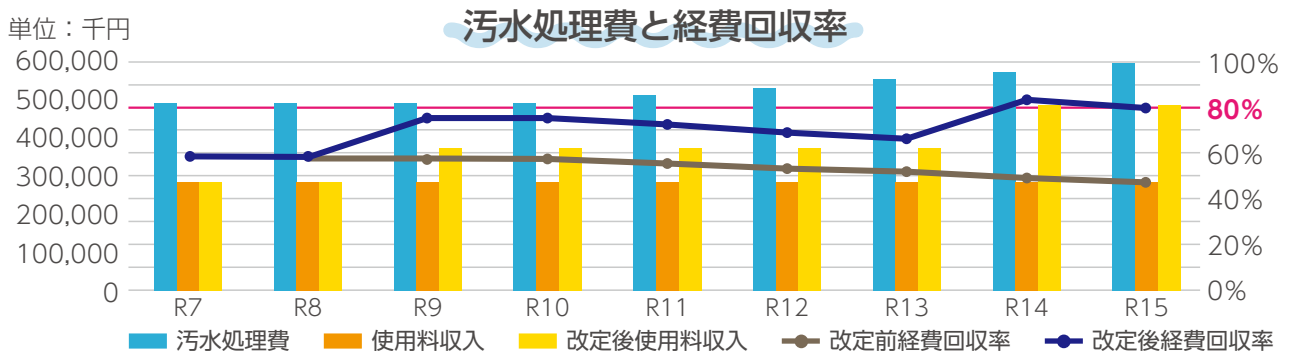


将来の経営の見通しは？

◆令和15年度までに経費回収率80%を目指します

このまま使用料の改定をしない場合、収入の減少や費用の増加により令和15年度の経費回収率は47.6%まで低下し、汚水処理に必要な費用の半分も使用料で賄えなくなる見込みです。これは、「下水道を使っていない浄化槽の世帯」の税金まで下水道の処理費用になっていることを意味し、町民の皆さんの間で大きな不公平が生まれてしまいます。

今回の改定により経費回収率は76%となる見込みであり、令和15年度までに国の示す経営の目安である80%を目指します。



下水道使用料はどのように変わるの？

◆激変緩和のため2段階改定で実施

目標の経費回収率80%を達成するためには、現行の下水道使用料から平均約60%の改定が必要です。そのため、使用料改定による住民負担の急激な増加とならないよう、**令和9年度と令和14年度の2段階**に分けて改定を実施する計画です。今回（第1段階）の改定率は平均約30%に抑え、段階的な負担増となるよう激変緩和を図ります。

◆公平でわかりやすい使用料体系（一律単価への移行）

これまで使用水量が多い事業者などの単価が高くなる「累進使用料制」を採用していましたが、これを廃止し、従量使用料を**1㎡あたり120円**に統一します。汚水1㎡あたりの処理原価（約150円）に近づけつつ、使用者全員が同じ単価でサービスを受けられる、公平で明確な使用料体系に改定します。

◆使用料収入の適正な確保と負担の公平性の向上

これまで10円未満を切り捨てて算定していた使用料について、キャッシュレス決済など、現金での納付が減少傾向にある中、算定の適正化や使用者間の公平性を高める観点から、今後は1円未満の切り捨てに見直します。これにより、使用料収入の適正な確保を図ります。※今回の改定では1円未満は発生しません。

【下水道使用料（2カ月あたり・税抜）】

	水量区分	現行	改定後	差額
基本使用料	20㎡まで	1,400円	1,820円	+420円
従量使用料	21㎡～40㎡	80円	120円	+40円
	41㎡～60㎡	90円		+30円
	61㎡～200㎡	100円		+20円
	201㎡	110円		+10円



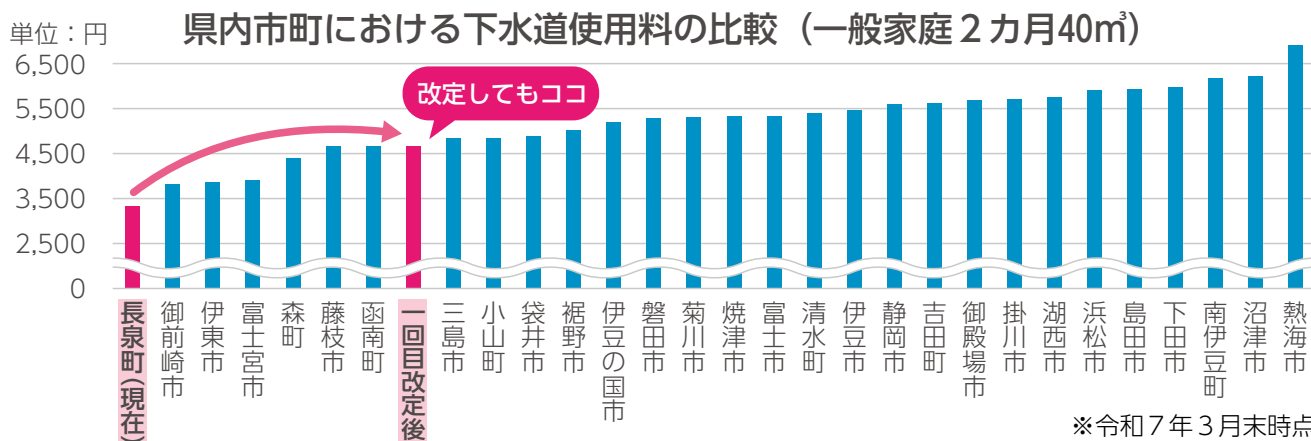
長泉町下水道使用料は高いの？安いの？

町の下水道使用料は、今回供用開始後初めて改定を行いますが、それでも近隣市町や静岡県内の他の市町と比較して、依然として負担が少ない水準です。近隣市町は、おおむね10年の間に2回以上改定を実施しており、合計改定率は20%から50%程度となっています。町では初めての改定となり、平均改定率は30%と高めですが、皆さんの負担を最小限に抑えるよう、これまでの徹底した効率的な経営努力を反映した使用料設計となっています。

【近隣市町との比較（2カ月あたり）】

	長泉町 (改訂後)	沼津市	三島市	御殿場市	裾野市	清水町	小山町
基本使用料(税抜) 20m ³ まで	1,820円	2,364円	2,047円	2,573円	2,180円	2,100円	2,200円
従量使用料(税抜) 21m ³ ~30m ³	120円	163円	117円	129円	119円	140円	110円
下水道使用料(税込) 40m ³	4,642円	6,180円	4,836円	5,660円	5,016円	5,390円	4,840円

※近隣市町は令和7年3月末現在の使用料および単価



実際に支払う額は、いくらになるの？

3人世帯の
増額負担分は、
「1人あたり1日約7円」
だよ。

◆改定後の料金イメージ（2カ月あたり・税込）

テッチャン▶



使用水量	1人世帯 16m ³ 	2人世帯 30m ³ 	3人世帯 40m ³ 	4人世帯 46m ³ 	飲食店(30席) 100m ³
現行	1,540円	2,420円	3,300円	3,890円	9,680円
改定後	2,002円	3,322円	4,642円	5,434円	12,562円
負担増加額(2カ月)	462円	902円	1,342円	1,544円	2,882円
負担増加額(1年)	2,772円	5,412円	8,052円	9,264円	17,292円

※使用水量は、「東京都水道局生活用水実態調査」の世帯別平均水道使用量を引用しています。



新下水道使用料 早見表（2カ月検針用）

～ 令和9年4月1日以降の検針分から適用されます ～

【計算方法】

2カ月あたりの下水道使用料計算例

基本使用料（0～20㎡）
1,820円
従量使用料（21㎡以上） 1㎡あたり
120円

110㎡以上は、
町ホームページに
掲載しているよ。
早見表で確認してみてね。



ギンチャン▶

(例) 2カ月あたりの使用水量が **53㎡** の場合
20㎡までが基本使用料、残りの33㎡が従量使用料となります。

(基本使用料) + (従量使用料)

$$1,820円 + (120円 \times 33㎡) = 5,780円$$

(消費税計算)

$$5,780円 \times 1.10 = 6,358円$$

※ 1円未満が出た場合は、切り捨てます。

※ 引越など使用期間が2カ月に満たない場合は、この計算方法は適用されません。

【早見表（2カ月検針用・税込）】

下水道使用料については、口径に関係なく一律となります。

表の見方は、縦軸は使用水量が10㎡刻み、横軸は1㎡刻みとなっています。



▲詳細

使用水量(㎡)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002
10	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002
20	2,002	2,134	2,266	2,398	2,530	2,662	2,794	2,926	3,058	3,190
30	3,322	3,454	3,586	3,718	3,850	3,982	4,114	4,246	4,378	4,510
40	4,642	4,774	4,906	5,038	5,170	5,302	5,434	5,566	5,698	5,830
50	5,962	6,094	6,226	6,358	6,490	6,622	6,754	6,886	7,018	7,150
60	7,282	7,414	7,546	7,678	7,810	7,942	8,074	8,206	8,338	8,470
70	8,602	8,734	8,866	8,998	9,130	9,262	9,394	9,526	9,658	9,790
80	9,922	10,054	10,186	10,318	10,450	10,582	10,714	10,846	10,978	11,110
90	11,242	11,374	11,506	11,638	11,770	11,902	12,034	12,166	12,298	12,430
100	12,562	12,694	12,826	12,958	13,090	13,222	13,354	13,486	13,618	13,750

※ 下水道使用水量は、水道の使用水量と同じとなりますが、接続後、初めての検針では水道の使用水量とは異なる場合があります。

ただし、井戸水を併用している場合は、井戸水の認定水量が加算されます。

☎ 上下水道課 989-5524